

現代政治学の課題 一

日本では政治学という学問は、いろんな社会科学の中で、最も発達の遅れている学問であるといつてよいのであります。このことは、考えてみると随分おかしな話でありまして、政治現象というものが、今日ほどわれわれに身近な問題として迫っている時はない。このことは皆さんがよく御承知の通りであります。

政治というものは、今日我々の生活の隅から隅まで規定する大きな力を持っています。ナポレオンが、政治は古代における悲劇に代つて、現代において運命として現われていると云いました。どういふつもりで云つたかは別として、恐らく彼の意味した以上に政治というものが、われわれに運命的な意味をもっていることは、少くともここ数年間の経験だけによつても、殆んど肉体的に感知出来る事実だらうと思ひます。

政治が、そういうように、われわれに対して殆んど運命的に振舞い、われわれの全生活、全運命を左右するほど大きな力を今日持っているとするれば、政治というものを単に外的な所与として放任して置くとい

うことは到底許されない。そういうことをすれば、われわれ自身の生存というものが、根底から危くされてしまうということは明白であります。

(欄外) 政治と生活との間に空間的距離がなくなつた。

どうしてもわれわれは、現在巨大な力をもって現われている政治を、単に盲目的な力に委ねないで、われわれ自身の力で意識的にこれをコントロールしなければならぬ。われわれが政治権力を全面的にコントロールするか、又は政治権力がわれわれを全面的にコントロールするかどちらかである。その必要というものが、愈々切実になつて来つたのであります。

ところが政治というものを、われわれが主体的にコントロールするためには、政治現象の常態というものを、先づはつきりと掴まなければなりません。これを見極めることなくして、徒に單なる熱情、或は

希望だけで政治をコントロール出来るものではありません。そこで政治現象の科学的な把握ということが、今日ほど大きな意味をもっている時代はないといっているのであります。

ところがそれに対して、政治学は一番発育不良の状態にあるということ、これは私自身が政治学界の端くれにおる者で、こういうことをいうのは非常に恥しい訳であります、それにも拘らずそれが事実であるということは否定出来ません。

(欄外) 政治学の発育不良
日本
世界

政治学に隣接する法律学、乃至経済学に比較して、政治学というものが、如何に発育不良の状態に在るかということ、本来の政治学者という者の数を算えてみれば判ります。別に政治学者の優劣の区別をしなくても、凡そ政治学を専攻している学者が、日本に何人いるかという、殆んどここですらと名前を云えるほどに法律学者、経済学者と比較にならないほど少ないのであります。少いからこそ私みたいな者までが、こういう壇上に呼んでこられるということにもなる訳であります、つまり需要と供給というものにギャップがある訳であります。(笑声)

私共は勿論能力のことも問題であります、それは別として、本来の専攻からして私は元來政治の理論的な研究をやっている者ではな

く、寧ろ一個の歴史学者に過ぎないのであります。その私が、云わば政治学の基本的な問題をお話ししなければならぬというのは、結局そこに原因があるのであります。

政治現象が、人々の圧倒的な関心を引くようになった今日、それに対して兎に角何等かの学問的な指導をなし得る政治学者が非常に少いということのために、少しでも政治学者の端くれ、乃至は勉強している者は皆動員されざるを得ない現状にあります。云わば、明治初期の啓蒙主義者のような役割を同時に果たさなければならぬような地位に置かれてはいる訳であります。私のように、元來政治学の原論をやっている者でない者に、早稲田の自治委員会から御指名があつたのは、よくよく御困りであろうと御察しするのであります。(笑声)何故わが国において政治学が、特に貧困であるかということ、これはなかなか重大な問題でありまして、そのことを私はここで詳しく申し述べようとは思いません。このことは人文科学委員会を出している『人文』という雑誌の第二号で、私は「科学としての政治学」という論文で触れておきましたから、興味のお有りの方はそれを御参照下さることを希望いたします。

しかし政治学が非常に振わないということは、日本だけの現象ではないのであります、或る意味で世界的な現象であります。それはヨーロッパの或る政治学者が、政治というものはまだ石器時代に在るといふことを云っております。今日そういう言葉を聞きますと、あちらでも政治学というものは余り発達していないということが云えます。若

しあちらの政治学が石器時代に在るといふならば、日本の政治学は穴居時代といふべき段階ではないかと思つてであります。

政治学が、このように学問としての発達を妨げられるような諸事情は何処にあるのか、これは非常に大きな問題であります。簡単に云えば、政治学の対象から来る困難さ、もう一つは政治学の方法から来る困難さという二つの要素が考えられます。

(欄外) 対象の問題

先づ政治学の対象から来る困難さというものは、政治現象は時々刻々に移つて行くものでありまして、非常に捉え難い現象であります。いわゆる政治とは生ものであるということ、普通の人或は普通の政治家が云いますが、これは決して嘘じゃない。

(欄外) 一、感性的人間と結びついている

二、時々刻々の新たな決断を含む

そういう人の実感から出た言葉でありまして、政治というものは絶えず移つて行くものであります。それはどういふことかといふと、社会現象全体が動いて行くものであるけれども、これは例えば、法というものに比べれば明白であります。法はもちろん動きまゝすけれども、法の法たるゆゑんは、云わば法的安定性ということにあります。法が

時々刻々に動いて行つたならば、最早法ではありません。法は或る程度まで固定したものでなければなりません。

(欄外) 手形法

impersonal character

とくに近代法は Berechenbarkeit (Calculability) 今日の方法が明日も亦妥当するという、一つの見通しがあつてこそ初めて法的生活が営まれ得るので、それが時々刻々に変るといふことでは市民生活の安全はゼロになる。

或は経済にしましても、経済体制の変革といふことは勿論、非常に大きな問題であります。日々の経済現象そのものは、大部分一つの循環をその中に含んでおります。

(欄外) 資本主義社会の法則性

数理経済学はあるが数理政治学というものはない。

交換現象にしても、生産過程にしても、再生産という言葉が示す通り、同じことが絶えず再生産されるということが顯著であります。

また政治と区別される場合における行政 Verwaltung, Administration というものを考えて見ても、政治家でない事務官吏の行為といふものを考えてみると、非常に反復性を持つてゐる。官庁の仕事は毎日

同じ事を繰返している。その同じことの繰返してなければ、行政は或る意味での安定性が無い。

(欄外) 市民社会の要請

人民から云えば不安でしょうがない。

(欄外) 技術性、行政をメカニカルにする。

その再生産性というものがやはりそこにつきままとつております。

ところが政治は、i. 人間の体臭がまつわりついている。イデオロギ―だけで割り切れない。物とか法理とかでなく人間が対象である。

ii. 本来の政治現象というものは、絶対に同じことが繰返されることなく、日々刻々に絶えず新たに人間の個別的な決断を媒介して行われている。瞬間瞬間に政治主体になる決断というものによって、新たに作られているというのが政治現象の特色であります。云わばこの再生産性を持たない政治というものを捉えるということは非常に困難であります。静かなものを捉えることは容易でも、動いているものを動く俣に捉えることは困難で、政治学の困難さというものはそこにもあります。そういうテクニクというものが十分に学問的に完成されていない。

(書込) 普通の写真

カメラ的なテクニクはあっても映画的なテクニクを持つていない。映画的なテクニクを持たなければこの動く学問を把握することは出来ない。そういう対象から来る困難さというものが先づ第一に考えられます。

(欄外) 方法の問題

しかしそれだけではない。方法から来る困難さがある。これを更に突つて行くと、対象の問題と絡み合つて来るのであります。というのは、政治現象は動いている俣にとらえようとすれば、自ら動かなければならぬということになる。換言すれば、何等かの意味の政治的実践というものに関与することなくして、政治現象を本當に捉えることは困難であるということが云える。

(欄外) みんな舞台の上の人間で、土間にいるのではない。

ここに純粹にあらゆる実践と区別された意味での政治的対象の観察というものはありえないという問題があるわけでありまして。

それならば、政治的実践というものに関与すればする程、それによつて政治現象を科学的に捉えられるかという、必ずしもそうとは云え

ない。何となれば、そういう動いて行く政治現象に対して、主体的にその中に関与して行くという時には、われわれは必ず或る一定の目的、意欲、希望というものを持って、政治現象を、何か自分の希望する方向にもって行きたいという意思に規定されているわけでありませう。その意思が単に舞台のこちら側について、ああ、あれは宜いなあとという傍観的な立場から、単に希望しているだけなら問題はないが、もっと主体的現実に関与して、しかもそういう希望を持つということになると、科学的観察において、何処までが主体で、何処までが客体であるかという区別がつかなくなる。

何となれば、現実にはいろいろな矛盾する動向があつて、相交錯しながら、一つの具体的な政治現実が規定されるという時にあつて、自分がその一つの方向に、具体的に関与するという時には、自からその方向の成長を希望し、その方向に反する傾向というものをチェックするように動くわけでありませう。

ところが、政治的な現実の忠実な把握ということから申しますと、自分が如何にそっちのほうに動かしたいと思つても、政治的現実はそのちらへ動いていないことがあります。その場合に主体的に対象に関与していると、こうあらしめたいという希望と、こうあるという現実とは混同されてしまつて区別出来ないものになる。そこで政治的現実の客観的な把握というものが、却つて困難になるという事態が起つてくる。こうあらしめたいと思つていると、こうあるというように思い込みたくなつてしまふ。

これが政治的現実の深く根を下せば下す程、そういう危険性が起つてくる。ここにいわゆる政治学におけるイデオロギー的な性格という問題が登場してくる。

(欄外) 問題がすでに答を予想している。

要するに政治現象は動いているものであるから、それを本当にリアルに把握しようとすれば、芝居の単なる見物人であつてはならない。

(欄外) 問題そのものが争われる。(哲学と似ている)

そういう見物人は本来政治の世界においてはあり得ないのであります。

(欄外) 自由の世界
□ □ の世界

凡ての人が役者である。役者でありながら、芝居をやるのに夢中になつていては学問的考察は出来ない。

(欄外) paradoxical な性格

芝居をやりながら、その全体の動きを絶えず客観的に判断して行かなければならない。一方において、単なる芝居の観客になってしまう、政治現象というものが、完全に対象から切り離された傍観的な立場では、時々刻々に動き、新たに創造されて行く政治現象を、実践的に捉えることは出来ない。にも拘らず、逆にその政治的な現実の中に全人間が全く没入してしまうならば、政治的現実そのものを科学的に把握するということとは出来ないであります。

こういう現象が政治学においては特に強い。勿論政治学だけではありません。それは多かれ少かれ社会科学一般につきまとう性格であるということが出来ます。しかしながらこういう学問のイデオロギー的性格は、特に政治現象において強烈に現われている。イデオロギー的な闘争というものによって、学問が着色されるということは、私が説明するまでもないことだろうと思えます。

こういう純粹の対象を超越した研究方法というものが無いということ、云わば研究主体が、研究対象の中に実存的に所属しているということ、ここに政治的現実の科学的把握を困難ならしめる最も大きな原因があるのであります。それでは政治学の科学性というものを、どういふふうに確立して行ったらいいかということになります。これも非常に大きな問題で、別の問題になりますのでここでは御話しいたしません。今私が申しましたことは、つまり政治学が一般的に他の社会科学に比較して困難であるというゆえんを、世界的現象としてその理由を一応お話ししたまでであります。しかしながらこういう政治が、

世界的に立ち遅れているにも拘らず、特に日本においてはそういう事情が甚だしいということ、これにはまた日本特有の原因があった訳であります。

(欄外) 政治学を困難にする歴史的条件 ↓ 政治的自由の秩序

政治学というものは、政治現象を対象としますから、政治現象の中核である政治権力というものを赤裸々に描かなければなりません。これは政治権力にとって好ましいことではありません。政治権力は、あれほどねい、もうな力をもちながら、いな、まさにそれ故に自分を眺められることに対して、処女の様なしゅうちをもつ。醜い肉体をもち、お化粧をぬりたくった腕力の強い女性である。シット心とさいぎ心が強い。一番苦手なのは裸にされることである。何故ならば、政治というものには、必ず政治特有のテクニクというものが付着しております。これを個人道德の面からみれば非常に穢く見える。如何なる手段を用いても政治目的を貫徹する。それは国際間において見ればよく判ります。国際間の政治闘争を見れば、政治的な駆引というものが、如何に個人道德の立場から見て穢いものであるかがよく判ると思えます。

そこでこういう政治現象に必然的につきまとう穢さというものを少しも回避しないで、真正面から描くということになれば、政治権力の把持者にとっては有難いことではない。そこでいわゆる権力と学問と

の衝突という社会科学において、云わば歴史的な宿命であった問題が政治学において鮮明に表現されて来るのであります。随って政治学というものがどれほど自由な学問でありうるかということは、現実はその国における政治的自由の程度というものに比例します。政治的自由が確保されておればおるほど、政治学というものの客観的な成立の可能性があります。それがなければいほどその成立が困難であります。たまに成立するとそれは支配権力の御用学に、横暴なヒステリックな女王に戦々競々としてつかえる侍従に墮してしまふ運命を持つている訳であります。

そういうところから局部的に見て、八月十五日前の政治学の創立時代が無かったということはそれだけでほぼ推察がつく訳であります。ですから私は『人文』の論文でも書きましたけれども、今までの日本の政治学の伝統というものを一切無視しても差支ないと極論を書いたのであります。今までの政治学の伝統から継承すべき何ものもない。一切は今後の発展に懸っているというふうに言った訳でありますけれども、それは或る意味では非常に乱暴な議論でありまして、もう少し細かく問題を見て行きますと、矢張そこに将来の政治学の発展にとつて、今までの日本の政治学の在り方が、或る意味で参考になる点があるのであります。

(欄外) 日本における政治学的发展過程

そこで本来現代政治学は如何なることを課題とすべきかという問題に立ち入る前に、その前提として日本における今までの政治学的发展過程を、簡単な歴史的スケッチを試みておくことが必要ではないかと考えられます。

(欄外) 蠟山「日本における近代政治学の発達」

そこで本日は主としてこの歴史的な日本政治学の今までの概観についてお話しし、この次にいよいよ将来の政治学の展望というものをお話ししたいと思いますのであります。

日本で科学としての政治学という問題を、ほぼ厳密に見て樹立した人は誰かという点、小野塚博士であります。長く東大の総長をされた人ではありますが、明治三十六年に『政治学大綱』という本を書かれた。これが恐らく科学としての政治学のおが国における最初の業績ではないかと思うのであります。

(欄外) J.C. Bluntschli: Allgemeines Staatsrecht, 1852.

加藤弘之『国法汎論』

尤もその前に翻訳の政治学は多く出されております。ブルンチュリー政治学等が明治五年に訳されております。やはりドイツの学者であるカール・ラートゲンが明治十五年から二十三年ごろまで、東大にお

いて政治学、国法学の講義をしましてその講義録を明治二十五年『政治学』という名前で出しておりますけれども、日本人自らの手に成る一つの体系としての政治学を一応樹立しましたのが小野塚博士であると考えられます。

(欄外) L.v. Stein

R. Gneist

小野塚博士において政治学は如何に把握されていたかという点、政治学とは「国家の事実的説明を与へ、その政策の基礎を論ずる学なり」と云われております。ここで小野塚博士は、学問を純理学と応用学とに区分しまして、純理学に属し国家の事実的説明を試みるものを国家原論、応用学に属するもののうち、汎論に当るものを国家政策原論と呼び、この二者を一緒にして政治学と呼んでいるのであります。

ここで政治学というものが、国家の事実的説明として把握されている。これは先のカール・ラートゲンの政治学でもそうであります。政治学とはラートゲンによれば国家の性質及び作用を研究する学問であるというふう云われております。つまり国家学というものがすなわち政治学で、政治学と国家学とが完全に合一しておる訳であります。博士によれば、政治学の将来は政策原論一本になる。このように政治学が国家学として現われて来たということは勿論日本だけの現象ではないのでありますけれども、特に日本において大きな意味を持つてい

ると申しますのは、政治学がこういうように国家学として現われたということが、後に法律学の巨大な生長の中に呑み込まれてしまう結果をもたらす原因となったのであります。

つまり小野塚博士後の暫くの間、政治学というものは大体停滞しております。それに反して、法律学の方は実に巨大な成長を遂げ、それは特にドイツ国法学の影響を受けてまして、憲法学を中心として国法学が巨大な成長をとげました。いわゆる一木博士、穂積八東博士とか、続いて美濃部博士等によって憲法学が大成して行くということになる。

国家に関する学は専ら公法現象、法律現象、憲法現象として何処までも法的に捉えて行くことになるのであります。このことは日本の学問に圧倒的に影響した。十九世紀のドイツの国法学というものにおいて、政治学というものが如何に小さな或は哀れな存在であったかということを顧みますと、日本において政治学が、国法学の巨大な成長の内に呑み込まれてしまったという由縁が明らかになるのであります。

国家現象というものが、政治的な勢力の角逐としてでなく、むしろ非常に鞏固な絶対主義に対する国権の中核的な地位を占て、人民的な議會主義的な力が非常に弱かった。そこにドイツの国家に関する学というものが専ら官僚の学として進み、国法学として発展して行き、政治学として発展して行かなかつたという由縁があるのであります。

凡そドイツの公法学の中の十九世紀最後の典型的代表者であるイエ

リネットクは、この公法学の中においてもっともリベラルな傾向を持つておる学者であります。イエリネットクにおいても、政治的な現象の把握ということは、非常に傍系的な地位しか占めておりません。その学問の分類を見ますと、desk-叙述的な学問、the-理論的な学問、prak-実践的学問というふうに分けました。随つて国家学というものを、理論的国家学、実践的国家学或は応用的Angewandte 国家学というものに分けます。随つて理論的国家学を更に、一般的 allgemeine S.W. 国家学と、特殊の Besondere S. 国家学とに分け一般的国家学を更に、一般的国家社会学 Staatssoziologie、一般的国法学というふうに分けるのであります。

イエリネットクの『一般国家論』という代表的な著作は、理論的科学、理論的国家学の一般国家学を総称した言葉であります。それに対して、実践的な或は応用的国家学として、政治学というものが掲げられている。従つて政治学というものは、イエリネットクにおいては理論的な国家学ではない。実践的なという意味は、むしろ実用的という意味に近い。それでは何かという政治学というものは、国家目的を如何にしてよく達成して行つたらいいかという一つの技術の学問である。だから理論的な科学というものが、社会法則を掴まえて行くことを目的とするのに対して、応用的な学問というものは、価値目的に到達するいろいろな技術を研究する。

(欄外) Kunstlehreであり、sein-sollende W.

それは単なる存在の学ではなく、在るべき性格を持った学問である。ここで政治学というものが理論科学でないこととされることによって政治現象の科学的な法則的な把握というものが、イエリネットクの体系からは全く除外されてしまふ。随つて国家の社会科学或は法則的な把握というものは、専ら一般国家学としてのみ展開されている訳であります。従つてわれわれが考えている、実際の政治学というものは、国家学に属し、国家から下降するものと考えられ、政治現象は国家現象だけに限定される。だからこそ国家の目的を実現するのに必要な手段というものを考究する学問であるとされているのであります。国家目的がはっきり示されていて、何処までも政治というものが国家の一つの作用として上から下つて来るところの作用として規定されているわけでありませぬ。

ところが政治学が一つの国家作用として捉えられている限り、政治学が固有の地盤において発達して行くことは不可能に近い。何故ならば、ドイツや日本のような人民の自由の弱い国においては、尚更国家の作用として捉えられた政治学は、上からの性格を持ち、上からの国家作用というものは必ず法的な枠を通じてしか現われない。そこでは政治現象が、専ら国家の法律現象としてのみ観察されるという結果が出て来る訳であります。

小野塚博士は政治学というものを樹立されて、法律学や憲法学から政治学の独立を意図されたわけでありませぬけれど、その独立性は不十分であります。むしろ日本の国家現象というものを把握する正当的な

立場というものは憲法学として現われたのであります。その憲法学は如何なるものであったか。日本の明治憲法の云わば半官的な学説とされた、穂積八束博士においては、典型的に天皇主体説が表面に出ておりまして、そこで絶対主義的な天皇制の法的な表現というものが、更にドイツ公法学の非常に精緻な体系を借りて理論づけられていたわけであります。

(欄外) 「主権トハ、国家ヲ統治スルノ権力ニシテ、其ノ本質ニ於テ唯一最高無限ニシテ独立ナルモノヲ謂フ」

「国ノ生存ハ其ノ生存ヲ主張スル権力ニ由リテ代表セラル」

故に日本の絶対主義体制という背後の支柱によって支えられている限り、憲法学というものは非常に学問的に強いわけであります。それに対して、本来の政治現象は必ずしも法的作用として現われない。政治現象を捉まえようとする学問は貧弱な地位しか与えられていないと云うよりも、むしろ存在する社会的な地盤というものがなくなってしまうわけであります。

(欄外) 逸話

美濃部博士

イエリネットク

Selbstbeschränkung des Staates

こういう長い間の政治学の不振を、初めて打破する機会を与えられたのは、第一次世界大戦以後における世界的なデモクラシーの運動の勃興であります。第一次世界大戦後の民主主義的及び国際主義的な思潮の交流、ドイツのミリタリズムの敗北は、必然にわが国の思想界にも大きな影響を与えた。こういう社会的背景の下において、久しく停滞していた政治学を革新しようとする運動が政治学界に現われた。その第一の代表的な表現が、大正九年に吉野作造博士がものした論文、「政治学の革新」の中にこういう大きな推移が反映しております。この「政治学の革新」という論文において吉野博士は次のように主張した。第一次世界大戦以前の政治学によっては、強制組織としての国家そのものが絶対価値であった。

しかしながら吉野博士によると、これはおかしい、われわれが国家と法律を承認するゆえんのもの、国家が文化目的を達成するからである。強制組織そのものが絶対的の目標ではない。

(欄外) 国家権力は means にすぎない。

ところが従来の政治学はこの点において、手段を目的とする重大な誤謬に陥っている。元来手段であるところの国家の行政組織を絶対目的と考えている誤謬に陥ったということを吉野博士が指摘しているのがあります。

進んで何故かかる誤謬が生れたかという、結局従来の国際関係と

いうものが、全然無政府状態であって、何等の道義的基礎というものがなかった。

(欄外) 国際社会による制限

従って富国強兵ということが最大の理想となり、自からその結果は国家の強制組織が自己目的化して、国民の福祉を増進するという目的の手段としての国家権力が自己目的化してしまった。

そこで今日の時代において、強制権の本当の強味は、民衆の承認というものでなければならぬ。

(欄外) 二、国内的制限

consent

従来の政治学の系統の中には、デモクラシーは、その地位を見出すことは出来なかった。それは強制権力そのものが自己目的であったからであります。だから従来の政治学は専ら強制組織の推奨者として、或は推奨者でなくとも少くとも代弁者であった。これから政治学は強制組織の監視者とならなければならぬ。こういうことを書かれなければならず、これは政治学或は広い意味の国家学における価値の転換を要請した爆弾的宣言であるといってもいいのであります。短い論文ながら伝統的な政治学への訣別と、漠然ながら政治学の

自主性の模索、国家権力を絶対的とせず民衆の承認という、今まで見られなかった新しい要素を登場させて来るような政治学の意欲が伺われるのであります。

ところが吉野博士はアカデミーにおいてよりも、ジャーナリズムを活躍の舞台とされたのでありまして、時事論文的なものが重要な部分を占めていたのであります。大正五年一月の『中央公論』に、「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」という論文を載せまして、これ以来民本主義というものを彼は標榜しました。吉野博士の民本主義論はさながら新思想の土台になったのでありまして、ちょうど当時の寺内軍閥内閣その他の種々の民間の反動団体の重囲の中にあつて、博士が振りかざした民本主義の旗の下に、総ての進歩的な勢力が結集したのでありまして、今まで官僚の総本山であつた東大において新人会が出来まして、そこから後年幾多の民主主義の闘将が育つていったのは、吉野博士の影響であると大体いえるのであります。こういう意味でデモクラシー運動と吉野博士の名前は切離すことが出来ないのでありまして、それにも拘らず吉野博士の活動が啓蒙的な活動に終始されたために、「政治学の革新」という論文で標榜した新しい理論的な政治学の樹立という課題は、遂に博士自からの手によつては成遂げられるに至らなかつたのであります。

こういうデモクラシー運動を背景として、やがて伝統的な従来の国家学で特に重要な部分を占めていたドイツ国法学の系統、その根本的な影響を受けた日本の憲法学、そこにおける絶対的な国家主権のドグ

マに叛旗を翻した学問的な方向が、やがて博士等の指導したデモクラシー運動を背景として色々出て来たのであります。その第一の方向は社会学的な国家論として現われた。その日本における代表的な文献は、大山郁夫氏の『政治の社会的基礎』（大正十二年）という著作であります。これははじめて日本において政治学というものを、国法学乃至国法学への隷属から解放して、新しい社会学的な基礎の上に移し得た意味において、画期的な著作であるといつてもいいのであります。ここにおいて大山氏は、国家は一つの「社会法則」の産物であると云つております。この本の持つ意味は第一には、前申しました通り、政治学を国法学乃至公法学への隷属から解放して、之を社会学的基礎の上に打立てたということ、第二はそれと関連しておりますが、国家生活における静態的な組織よりも、むしろ組織化の過程、出来上った国家の組織そのものよりも、社会集団が組織化されて行くプロセスそのものを重視している。随つて政治現象というものを社会集団の闘争過程として捉えたことでもあります。

（書込）「政治の力学」

ここにおいて日本における政治をば、ダイナミックに観察するといふ体系的な表現を見たのであります。従来のように、小野塚博士の政治学においても、その体系をみると、大体国家の組織、国家の作用といふふう組織論を中心として国家が裏づけられた。これでは政治学

というものが根本的に公法学というものから実質的に区別されていない。この大山氏の著作では、マルクス主義的な社会観がならぬかれない。

（欄外）L. Gumplowicz, Rassenkampf (od.)

Soziol. Staatsidee, 1892.

F. Oppenheimer, Soziologische St.

マルクス主義的な考え方と、グンプロビッチの権力、征服国家説の混合が見られるのであります。以上のような意味でもかくこの著書は大きな意味をもっております。

尚大正十四年に大山氏は、『現代日本の政治過程』という著書を著し、そこで訓詁註釈的な政論を批判し、従来の政論はドイツ公法学、主権理論というものを独断的に信じ込んでいた、第二に政治機関というものを専ら形式的に説明して、政治機関に作用するところの現実な社会的な色々な勢力を無視している。

（欄外）大山氏の国家定義「優強社会群が劣弱国家群を経済的に搾取する権力組織」

第三に政治現象を静態的に説明しているといつて伝統的政治論を批判しているのも、同じ傾向が現われているのであります。

大山氏と並んで、イギリスの社会学的な国家論の立場から、従来のドイツ的な主権絶対の理論を批判したもう一つの代表的な著作は、長谷川如是閑氏の『現代国家批判』『現代社会批判』であります。大正十年及十一年の著作でありますが、『現代国家批判』という著書と『現代社会批判』という二つの著書を並べて出しました。ここに大きな意義がある。『現代国家批判』の序文にこういっております。「国家と其の政治に関する考察が、或る目的に支配されている時には、それに関する学問の価値は甚だ疑はしいものとなります。……我が国の現状を見ると、国家に関する考察は、動もすれば、意識的又は無意識的に、或る目的に支配され勝ちであつて、そうして、一般の間に、生活事実としての国家というものに対する在りのまゝの認識が欠けています」(傍点は丸山による)。ここで或る目的という言葉は何を意味しているか。長谷川氏は更にこう言っております。「私達が求めなければならないものは、国家の神話学 *mythology* でなくして、国家の博物学 *Natural History* であると云はねばなりません。」そこで国家の観察が或る目的に支配されているのだといえ、日本の絶対主義的な国家権力、絶対主義的な天皇制を圍繞する神秘的なベールというものを意味していたのはこれで明白であります。

この長谷川氏の著書は、全体を大体スペンサー的或はオッペンハイマー *Der Staat* に非常に近いような、社会的進化論に近いような国家現象の説明であります。例えば第一章は「闘争本能と国家の発生」と題され、また「国家的万能力の進化」という章(第四章)において、

神権国家から自由国家への変遷を説いております。附録にホップハウスの有名な著書を述べております。ホップハウスの本はボザンケットの本を批判するために書いた本であります。

(欄外) B. Bosanquet, *The Philosophical Theory of the State*.

ボザンケットの本はヘーゲルの国家論を範にとつて、国家というものの絶対性を特に強調した本であります。ホップハウスは L. T. Hobhouse, *The Metaphysical Theory of the State*. を第一次世界大戦の真最中に書いて、そうしてドイツ軍国主義というものは今日に起つたことではなくて、ヘーゲルの国家論から発している。国家主権を絶対視し、万能視する考え方がドイツには昔からある。それを批判するということはドイツのミリタリズムを批判することであるといつて、序文を戦線に出動している自分の息子に宛てる手紙の形式にして、お前は剣をもってドイツのミリタリズムと戦うが、自分はペンで戦うんだといつております。

(書込) ツェッペリンの衝撃

この本を長谷川氏が附録に紹介しました。紹介の詞に、「日本の学生が、講堂で、教師から聴かされている国家論は、一様にヘーゲル臭味の超絶的国家観を根柢に持ったものである。日本人の所謂国民道徳という

ものは、丁度宗教家が神に対する場合のような、絶対的な帰依と服従とを以て国家に対することなのである。」といい、だからホップハウスのこういう本を紹介することは、国家至上主義にゆだっているところのわが国民に対する清涼飲料であり、逆上引下げ薬である、こういうことを云っております。それによって長谷川氏の社会学的国家論が如何なる政治的意味を持っていたか、そこに如何に大正時代のデモクラシー運動の理論的な表現を見ることが出来るかということが判るのがあります。これが大山氏や長谷川氏に現われた社会学的な国家論が、伝統的な政治学或は伝統的な国家学、国法学に対する批判の具体的な学問的な表現の一つの傾向であります。

(欄外) 其他、高橋清吾『政治科学』(大正十一年)、自然科学的価値判断の排除。

これに対して伝統的国家論に対するもう一つの批判の方向というものは、多元的国家論の移入という形において現われた。多元的国家論が最も強く主張され、それを代表する著作は大正十一年に現われた中島重博士の『多元的国家論』であります。先程言った大山氏や長谷川氏と同じような時代に現われているということが注目されるのであります。

(欄外) 高田保馬『社会と国家』『社会学概論』(大正十一年)

E. Barker
G.D.H. Cole
H.J. Laski
Krabbe
Duguit
Hauriou
MacIver

多元的国家論というのは御承知だろうと思えますけれども、非常に多岐に亘るのであります。大体第一次世界大戦頃から、パーカー、コールとかラスキ等、またフランスではデュギーや、オーリュヤクラッベ等に唱えられた、広い意味でアメリカでのマッキーバーも多元的国家論であります、その傾向は少し違っております。大体こういうラスキやコール等のイギリスにおける多元的国家論とデュギーやオーリュ等の多元的国家論とは相当内容が違っております。

(欄外) Mac. Community, 1917.
Authority in the Modern State, 1918.
The Foundations of Sovereignty, 1926.
Social theory, 1920
The Modern State, 1926

にも拘らず、多元的国家論は何れも絶対的な国家主権、いわゆる唯一不可分であり、最高独立性をもっているということが何処までも信仰されていた国家主権論に対する反撃という点において共通性を持っているのであります。この論は、従来のように、国家というものが無批判的に全体社会と同一視されている、国家と社会が同一視されているという批判からはじめて、国家は多くのアソシエーションの一つに過ぎない。

(欄外)

原因 { i. フランスのサンチカリズム運動

ii. イギリスの国家と教会の問題

iii. ドイツ国家主義軍国主義の崩壊

guild socialism

組合とか、教会とか、学校とか、そういう色々の結社の中の一つの結社に過ぎない。それを国家が、一つの全体社会と思っているのがそもそも誤謬である。そこからドイツの公法学のように主権が唯一絶対無限であるとか、不可分であるとかという観念が生れてくる。国家は一つの結社であるから、他の結社が絶対無条件の服従をそのメンバーに要求し得ないと同様に国家もそうである。教会、学校、組合は或る目的を実現する、つまりそのメンバーに対してサービスをするからこそメンバーの服従を要求し得る。若しサービスをしなければ、当然そういうアソシエーションのメンバーは服従する義務をもたない。しかる

に国家だけがただ国家であるという理由で、絶対的な忠誠を人民に要求するというのはおかしい。人格というものは国家に全面的に属しているんじゃないくて、或は教会に属し、或は政党に属し、或は学校に属し、或は組合に属していると同じ関係で国家に属しているに過ぎない。そこにおいて忠誠が分割されていてしかるべきであるということをラスキは云っております。団体に対する忠誠の義務は分割されているのが当然である。国家に対する忠誠も、教会に対する忠誠も、自分の属する組合に対する忠誠も同じものであって、国家に対する忠誠だけが要求されるのはドグマであるという議論であります。これがイギリス流の多元的国家論であります。デュギーやオーリユの方はそれと少し違いますが、要するに国家は権力の主体ではなく、メンバーにサービスをするのが本来の目的であるというふうに説くのであります。

(欄外) service publique

大体同じ傾向を示しております。こういう多元的国家論というものが、従来の一元的国家論、国家内の凡ての団体の固有の価値を認めないで、それを凡て国家から承認されているからなりたつという考え方を批判して、皆んな団体の固有の価値を認めて多元的に承認してゆく、一人の個人が団体に対する忠誠が色々分割されるということを中心として来た。

(欄外) 国家と基本社会の区別↓部分社会

こういう主張が絶対的な主権論に対する第二の抗議としてわが国にも興って来た。これが何故政治学の発展に大きな意味をもったかというところ、ここにおいてはじめて国家外の政治現象というものが重視されたのであります。小野塚博士以来一貫して政治というものは国家現象である、国家と政治とは不可分に考えられた。多元的国家論は、国家の中において色々な団体の自主性ということを強調して、国家が国民に對するいろいろな権力的統制というものは、他の団体においても見られる。

(欄外) 集团的統制

学校が云うことを聞かない学生を退学させたり、或は団体がメンバーに對して制裁を加えたり、そういうことは国家の権力作用と別に違つたものではない。

(欄外) 家庭「いかにして夫を操縦するか」

そういう政治現象は国家だけに限つたものではない。国家以外の団体にも国家と同様の政治現象が見られる、他方、国家の行為が皆、政治ではない、ということをも多元的国家論者等が言い出した。政治を国家

から説明するのではなくて、国家を政治から説明して行こうという考え方が生れて来る。

(欄外) 事務的技術

政治的技術

functionalism と結ぶ。

政治学の国家学からの独立を、方法論的に援助することになつたわけでありませう。それがつまり従来国家学、国法学、政治学に對する多元的国家論の立場からの批判です。

第三の批判の形態というものは、第二の多元的国家論と相当密接に絡み合いながら現われて来たところの傾向であります。新カント派の方法論の影響の下に政治の先験的概念を確立することによって、政治学を従来国家学、或は国法学への従属から解放しようという傾向、つまり政治学の独立性を認識論方法論の上から確立して行こうという行き方が現われて来た。わが国においては、新カント派の理論は商大の左右田喜一郎博士によって紹介された。「方法が対象を決定する。」

(欄外) 素朴認識論の批判

Rickert
Windelband
西南学派

Marburg 派 H. Cohen

R. Stammler

この動きが政治学の上にも反映し、主として特に蠟山政道氏、恒藤恭博士、戸沢鉄彦氏等は何れもこういう方向において、政治学を樹立して行こうという方向を示されたわけでありませう。

(欄外) 恒藤恭「政治現象の本質」(大正十三年)『経済論叢』

例えば大正十四年に蠟山政道氏が、『政治学の任務と対象』という本書が、この著書において従来の政治学の特徴を一、素朴な実証主義の立場に立っていること、第二に組織原理を中心としていたこと、こういう二つで従来の政治学を特徴づけて、単なる実証主義に対して批判主義を称えられた。単に国家現象を素朴な実証主義に基いて、観察するだけでなく、一定の価値観を前提として政治的価値というものを先づ概念づけて、先天的な政治価値に関係させて政治現象というものを捉えなければならぬという主張である。

(欄外) { wertbeziehende Betrachtung leitende Idee
 bewertende B.

もう一つの批判、従来の政治学は組織原理が中心であるというのは大

山氏も批判しているが、実体的な国家組織ということがはじめから予定されていて、何等かの実体組織を考察することが問題であった。ところが政治現象をアプリアリな政治的価値から捉えて行くという立場から見れば、実体として国家組織を最初に予想してかかるのはドグマである。

(欄外) functional unityとしての国家

そうではなく、具体的に国家のいろんな活動を政治的な価値概念に係づけて考察する時は、実体をはじめから予想しないところの一つの機能主義的な考え方というものが出てこなくてはならない。

(欄外) 実体と作用をわけない。

具体的には政治の諸機能を中心に政治を捉えようという機能主義がとなえられるようになって来たわけでありませう。かくて蠟山氏等によつて、国家概念に対する政治概念の先行性というものが主張された。要約すれば、従来の政治学では最初から国家というものが予想されていた。それはドグマである。国家の作用をアプリアリな価値に関係させていつた時に、国家作用の中の或るものが政治現象として捉えられるというふうに見たのであります。それでは政治の先天的な価値概念というものは何かというと、これは同じ新カント派でも人によって違つ

ております。例えば蠟山氏は政治とは「人間と人間との結合又は協力関係をより高き秩序に組織化する直接及び間接の行為を言ふ。」こんなふうに一つのアプリオリな概念を立て、その概念に従って国家現象の中から政治現象を選択して行くという方法によって、政治学を方法論的に独立させて行こうとしたわけでありませう。

(欄外) *Reine Rechtslehre*

第四に国家主権の絶対主義に対する批判の立場というものは、これはウィーン学派の純粹法学の主張として現われた。ドイツ国法学のケルゼン法学は、イエリネックの超越的な批判としてでなく、内在的な発展として現われた点に特徴があるのであります。ケルゼンはイエリネックに学んで、しかもイエリネックを純化して行ったことによって純粹法学を樹立したのであります。この純粹法学が政治的に持つ意味は直接的というより、間接的であり、積極的プラスよりは、法律的把握の限界を明瞭にしたという消極的結果によるものである。更にそれは、法律というものが何故妥当するかを、その事実内容ではなくて、より上級規範つまり憲法から委任されているから妥当するというように、形式論理的な授権関係の中に求めて行った。

(欄外) マールブルグ派

metajuristisch などの排除 → *ethisch, politisch* などの

そういう論理を徹底的に押し進めていった。そこから、国際法秩序の国内法秩序への優位という考え方が興った。

(欄外) *Delegationszusammenhang*

根本規範

憲法——執行

抽象法 ↓ 具体法

法生産過程

命令の妥当性は法律に基き、法律の妥当性は憲法に基く、すなわち日本の憲法が日本の国に妥当し、アメリカの憲法は日本には妥当しないゆえんは何処から来たか、これは一つの国の上に多くの国際法主体から成るところの国際法秩序というものがあって、国際法秩序によって委任されている。

(欄外) *sollen* は *sein* から出て来ない。

それによって日本の国には日本の国の憲法が妥当するのだということ、国際法の国内法に対する優位という考え方が生まれた。これによって従来のように国家主権が絶対であるから対外的にも絶対であるという考えが法律学の上でも打破せられていった。国家が何故条約に拘束されるかということ、こういう理論で説明していった。イエリネック

クでは国家主権は一応絶対とされたけれども、しかしそれでは国家主権がなお法の規制を受けるというゆえんを説明出来ないために、国際法は国家が自分で自分を制限するという説明をしております。主権の自己制限という説はなほだ詭弁でありまして、ケルゼンに至ってはじめてそれを純粹化して、国際法秩序の優位ということによって説明していった。ここにおいて絶対的な主権というものは更に純粹法学の方向からも打破されていったわけでありまして。ところがこういうふうにして色々従来の、国家主権を無批判的に絶対化する国法学、憲法学それに隷屬するところの政治学に対する批判が、第一次世界大戦以後のデモクラシーというものの成長を背景として興ってきたわけでありまして、少くとも日本においてはそのいづれの傾向も政治学の領域では豊饒な発展を示すには至らなかった。それはなぜか。その第一は社会学的な国家論というものは、国家を従来のように法的現象としてではなく、赤裸々な事実の闘争過程として国家を説明した。国家とは優勝者が劣弱者群を経済的に搾取する組織であると説いた。これに対して劣弱者群が闘争する、そういう階級闘争乃至民族闘争、これがオックスペンハイマーやグンプロピッチの特色であります。この考え方を純化していけば、云わばマルクス主義の階級国家論というものが、学問的に成熟した形で出て来るわけでありまして。これは非常に豊かな成果を約束している理論として、若しこれが発展して行ったならば、政治学の上に華々しい業績が残されたと思うのでありますが、この社会学的な国家論というものは、最も日本の絶対主義的な国家権力と真正面から

衝突した。国家を、赤裸々な実力闘争から考察する立場でありますから、従って社会学的な国家論というものはやがてその中からマルクス主義的な国家論が育って行くわけでありまして、ところがその時にはや純粹のアカデミーの学問の問題ではなくて、もっと非常に生々しい政治的な闘争の問題にまで転化して行くのであります。しかも他方、マルクス主義に対する学問的な研究発展の可能性というものが、国家権力の弾圧によって次第に不可能になった。しかも大正の末期から昭和にかけて、無産階級運動が昂揚して来ると、こういう立場から絶対的な国家主権というものを批判する傾向をもった学者は、多かれ少なかれ理論的な反省を超えてもつと生々しい政治的な実践の過程の中に飛込んで行った。大山氏自身の動きがもつともよく現わしております。しかも他方において、アカデミーにおいてこういう傾向を学問的に発展させて行くことは、段々政治権力の圧迫によって不可能になったのであります。

第二の多元的国家論はどうであつたかという点、これはわが国においてばつと一時盛んに称えられたきり、尻切れとんぼになってしまった。元来わが国において多元的国家論の発展すべき現実的な地盤というものが欠けていたのであります。というのは多元的国家論が生ずる現実的な地盤は、フランスにおけるサンジカリスムの運動、もう一つはイギリスにおいて、教会の仕事に国家が何処まで干渉し得るかという問題がおきて来た。同時に世界大戦後のドイツの国家至上主義の破壊ということがこれを助けたことはいままでもありません。い

わゆる国際主義的な主張の優越性というような傾向が、この国家主権の方能に対する批判を生んだわけでありませう。随つて社会主義の陣営内においても、中央集権的な社会主義に反対するギルド社会主義とか、サンヂカリズムとかの傾向が多元的国家論と結びついている。ところが日本では、学者が国家は全体社会と違ふんだということを幾等力説しても、絶対主義の国家構造の下においては、市民社会が国家から離れて独立に成長して行くことが出来なかつたので現実には国家すなわち全体、基礎社会である。そこでここでは国家主権というものが磐石の支配力を持つていたから、その中において職能団体や自治団体が自主的に成長し発展して行く地盤もない。

(欄外) Lack of voluntary association

自治団体や組合は、国家権力の下に漸くその存在を主張出来た。また、日本には教会というような伝統もない。伝統的な法学的な国家論においては、法人格としての国家が主権を扱つか、天皇が主権を扱つかという争いはあつた。美濃部博士の天皇機関説と穂積、上杉博士の天皇主権説との争いの如きものがそれである。しかし美濃部博士においても、ドイツ的な意味での国家主権は最高の独立性をもち、他の如何なる意思力によつても制限されることはないというふうに云つておりませう。これはイエリネットの主権説であります。強制力の独占的所有者としての国家の本質は疑ふ余地がなかつた。こういうことが称えられ

た背後には、国体というものが存在している、国体がロヤリティーを独占する、一切は国体から流出するものであると考えられた。ラスキのように、忠誠義務の分割などということを取れば忽ち治安維持法違反で捕つてしまふのは当然であります。わが国の忠誠の対象は天皇以外にはなかつた。こういうふうにも多元的国家論が現実にはわが国において発展する地盤が欠けていた。のみならず、多元的国家論は世界的にみてもその後の国際政治の歴史的な発展の傾向にそう事が出来なかつたのであります。というのは、(一)世界大戦後にはますます世界の資本主義の不均衡的な発展が問題になつて来て、資本主義相互間、或は、植民地の民族運動と帝国主義との対立が一層激化された。のみならずソビエト社会主義共和国の成立によつて、国際社会における闘争が国内的な闘争と絡み合つてくる。このような問題が生じて来たことによつて、国家権力が弱化するどころか、ますます強化される傾向に向つて来たわけでありませう。一時は第一次大戦後、国際主義的な風潮によつて国家主義に対する批判的な傾向が強くなつたけれども、それがだんだん逆の方向に向つて来た。(二)特に一九二九年以後の世界恐慌が起るや、恐慌を克服するためには強大な国家権力が必要となり、いわゆるストロンク・ガヴァーメントという要請が各国において勃興して来るようになるのであります。更に(三)国際的な対立が激化し、国内においても階級対立が激化してくると、それによつてそれを克服するためにはますます強大な国家権力が要望されたにも拘らず、こういう複雑な現実に對する立法議會の調整能力というものがますます失われてきた。

同時に色々な形における独裁的傾向というものが世界的に発生してきた。

(欄外) 「立法事項」 ↓ 委任立法

Ernächtigung Gesetz

国家総動員法

立法権がますます議会から、内閣、大統領といった執行権力に移動してくる。国家権力がますます執行権に向って集中して行ったわけでありませう。こういうふうになると、国家主権の弱化和国家内の社会の自主性を主張する多元的国家論とは逆の方向を世界は歩むことになるのであります。かくして多元的国家論は世界的に見ても現実からだんだん遊離して行った。このことをよりよく表徴するのは、多元的国家論の雄たるラスキが一九三三年頃からマルクス主義への著しい移行を示したことである。

(欄外) A grammar of politics, 1938. 新版序文

『政治学綱要』の序文で、何故自分が多元的国家論を捨てたかという理由を述べて、多元的国家論が国家主権の万能を打破しようとする意図は正しい。しかしながら何故国家主権は絶対的であるかという分析が多元論では足らない。国家主権の絶対性というものは社会の階級的

な構造から来ている。つまり生産手段のブルジョアジーによる独占を保証し、労働者階級からの挑戦を抑圧するために国家主権はその万能を要求されている。だから社会の階級的構造を变革することなくして、国家主権の絶対性を打破しようということは、ユートピアであるということを云って、ラスキ自らが多元的国家論に訣別を宣告したわけです。このように、多元的国家論は非常な含蓄を含んでいたわけですが、日本において発展の現実的な基盤がなかったのみならず、世界的にも執行権の強化によって、現実から遊離して行ったのである。そうして、とくに注目すべきことは多元的国家論が専らその本来の實質的な意味内容を捨象して、国家外の政治過程の存在を主張する根拠としてだけ取入れられた。多元的国家論の實質内容をなす国家内の色々な社会集団の自主性の主張、或は国家と色々な団体との間の忠誠の分割というような実践的意味においてではなく、多元的国家論が、国家外にも政治現象がある、色々な組合、教会なんかがその構成メンバーに対して加える統制も、国家が国民に加える統制とを先天的に區別するいわれはないと、いった点が形式論理的に捉えられ政治現象を国家現象に先行させようという考えだけが継承された。そうしてこの考え方は当然新カント派の立場、即ち方法が対象を規定する、先づ政治学にとっては政治の先天的な概念を確立せねばならないという考え方と合流していった。では第三の新カント派方法論の確立という方向はどうであったか。元来ああいふ西南ドイツ学派の立場そのもの、概念を非常に精緻に分析して、方法が対象を制約するということとか

ら、まず対象からアプリアリな価値を定めて行こうという方向からは内容的に豊かな社会科学の樹立は多く期待されない。その代りに新カント派の特にわが国において流入された後は、凡ゆる社会科学の部面において非常に方法論が流行をきわめ、方法論万能時代を現出した。あらゆる学問においても方法論の確立ということが先づ第一に云われたわけであります。そのために社会科学の主要な論争も方法論に集中した。方法論は論理的に云えば、方法がまずきまってこそ対象の研究が出来るのでありますが、現実においてはむしろ真の方法論というのは、対象の中に生きておらなければ意味をなさないし、プロセスとしても対象との格闘のなから生み出されて行くものだ。ところが論理的に方法が対象に先行することはかなり主張するために、政治学の内容が一寸も充実に行かないということが、**第三**の新カント派による方法論主義の致命的な欠陥であった。特に政治学の場合には、先程申しました通り、対象から超越したアプリアリな方法によっては生きた政治現象は到底把握され得ない。政治現象が先か、国家現象が先かという論争が何回も繰返されたのであるが、そこからは政治的現実のいかなる実質的な分析をも期待することは出来ません。

(欄外)

潮田
戸沢
蠟山

□□
政治的泥仕合の現出

全く純粹の抽象的な概念論議に終った。特にこれは日本において社会科学一般の發展が政治権力の圧迫によって不可能になって来ると、ますます逃避的な傾向からして方法論を弄ぶような方向にまで墮落してしまつたわけであります。

第四のウイン学派というものはどうであつたかという、これは本来純粹法学という名前の通り、法律学的な考え方を純粹に押進めていつたわけですからここからは政治学の貢獻に大きな期待をかけることは初から出来ないであります。つまり法の妥当性の根拠を社会的、経済的、政治的凡ゆる実質的内容から遮断し、ヨリ上級法によって委任されているという、純粹な法形式によって上から下まで説明していつたわけでありますから、いわゆるメタユリスティッシュというので、国家法秩序の考察から倫理が放逐され、政治が放逐される。

(欄外) Kausalw. (Sollen)

↑

Normw. (Sein)

ケルゼンの一般国家学において政治学がどういふ地位を占めているかという、ケルゼンは学問を規範科学と因果科学というふうに分けま

して、そして規範科学としての国家学を更に法学 Rechtslehre とポリ
テイク Politik に分けた、因果科学の方は国家社会学です。これは全
くカテゴリーがちがう学問であるといつて、イエリネックの国家二面
説を批判した。そうして、「一般国家学は、国家とは何か、国家は如何
なる形式をもつかということの問題にする。それに対して政治学は、
国家は一般に如何に在るべきかまた国家の可能性の中最も良いものは
何かということの問題にする。」といつている。だから政治学は本来理
論的な法則性というものをもちたらず一つのテクニクになつてしま
う。ケルゼンは、政治学を「社会的技術」といつている。この点では
少しもイエリネックを脱していない。そうすると政治学は一種の理想
国家論で国家が如何に在るべきか、ということ考察することになる。
現実の政治現象を科学的に把握するといふものとはまるで違つてしま
う。そこから政治的な現実の豊かな社会科学の認識は到底期待する
ことは出来ない。特に法律学的な授権関係の理論といふものは、ケル
ゼンはこれによって国家主権の絶対性を打破して国際法の国内法に対
する優位性を打ち出したのでありますが、実践的には、国家権力の強
化の現実に対してほとんど無力であるのみならず、むしろ日本では実
践的にはケルゼンの意図と反対の結果が生れてきた。国家法秩序を整
然とした上から下までの授権関係、抽象的法の具体化の過程として見
て行くといふケルゼンの方法は、国際法の優位をとりさつてしまつと、
むしろ国家至上主義になるわけでありませう。国内法の国際法に対する
従属といふものは事実の方から遊離した考え方でありませう。そこで

切つてしまつと、諸地方団体や自治団体が制定する法は凡てが上級法
たる憲法及びその下の国家法から論理的に演繹され、そこにもみ妥当
性の基礎を仰ぐわけですから、自治団体の固有の基礎はむしろ否定さ
れて行くわけでありませう。だから自から意図したところは反対に形
を変じた国家万能説といふものを現実的にケルゼンの考え方が持つて
いたわけでありませう。そして特に一切の政治的な判断乃至考察を、メ
タクリステイツシュとして嫌悪し、回避し、国家学から放逐してしま
うといふような傾向からは、容易に、政治的な機会主義が出て来るわ
けでありませう。

(欄外) Das Wesen u. Wert der Demokratie.

Sozialismus u. Staat.

ケルゼン自身は断固たる自由主義者であつて、また純粹法学と別個に
政治学的考察をした著作もありませう。また実践的にもケルゼンは本来
自由主義者として一貫してファッシズムと戦ひ亡命し、またボルシェ
ヴィズムも批判しているわけでありませうが、我國のケルゼニストから
は少なからぬファッシヨ的傾向への追隨者を出した。中野登美雄教授或
は京都の黒田覚教授これ等は曾てのケルゼン学者であります。むしろ
それに対して初から純粹な法律学的な考えを一步も踏越ないといふ方
向の学者で、たとえば国際法の横田教授のように政治的には自由主義
者として一貫した人もありますが、ともかく、政治的判斷を法の考察

から排除するという傾向は、或は政治的なオポチュニズムになったり、或は逃避的傍觀主義的態度を孕む危険性を持っていた。なにより先にもいったように、こういう考え方からは、もちろん政治的に豊かな成果を期待することは出来ないということになるのであります。

　　こういうふうにして日本の国家学が、ドイツの絶対主義的な官僚制を背景にしたドイツ国法学の影響から離脱して、本来の政治学の方へ進まうという動きが色々な面において抬頭したわけですが、何れもそれがまだ十分に伸びて行かない内に日本は学問的に社会科学の暗黒時代を迎えた。先程いったように政治権力と学問というものが衝突する時に、その接点に立たされるのは政治学でありますから、その場合において権力に膝を屈して自からの学問の自主性を放棄するか、それではなければ政治学そのものを放棄するかという以外に存立のマニエルがなくなってしまうわけであります。こういうようにして日本の政治学というものが非常に不幸な発展、不幸な運命しか持たなかったわけであります。